

介護予防がんじゅうポイント制度実施要綱

(令和元年9月9日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防事業として、高齢者が介護予防活動を通して地域活動へ参加することを奨励及び支援することにより、高齢者自身の生きがいがいづくりと社会参加を通じた介護予防を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 活動者 第8条第1項の規定により指定を受けた団体に介護予防がんじゅうポイント活動を行い、かつ、第6条第2項の規定により登録された者
- (2) 受入機関 第8条第1項の規定により指定を受けた団体
- (3) 介護予防がんじゅうポイント活動 受入機関が依頼する活動者の介護予防となる活動
- (4) 活動確認スタンプ 介護予防がんじゅうポイント活動の実績により押印するスタンプ
- (5) 活動評価ポイント 活動確認スタンプ数に応じて付与するポイント
- (6) 転換交付金 活動者が申請により活動評価ポイントに応じて受け取る交付金

(制度内容)

第3条 介護予防がんじゅうポイント制度(以下「制度」という。)の内容は、受入機関において活動者が介護予防がんじゅうポイント活動を行った場合に、その実績に応じて活動評価ポイント(以下「ポイント」という。)を付与し、活動者の申出により、取得したポイントに応じた転換交付金(以下「交付金」という。)を交付するものとする。

(実施主体)

第4条 本制度の実施主体は、沖縄市とする。

(対象者)

第5条 本制度の対象者は、本市に住所を有する法第9条第1号に規定する介護保険第1号被保険者とする。

(登録)

第6条 介護予防がんじゅうポイント活動を行おうとする者は、介護予防がんじゅうポイント活動者登録申請書(様式第1号)により登録を申請するものとする。

介護予防がんじゅうポイント活動者登録申請書(様式第1号)

[別紙参照]

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、所定の登録台帳に登録し、介護予防がんじゅうポイントカード(以下「ポイントカード」という。)を交付するものとする。
- 3 前項の規定により交付するポイントカードは、毎年度更新するものとする。
- 4 活動者は、ボランティア活動保険に加入するものとする。

(登録の抹消)

第7条 市長は、活動者が次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を抹消するものとする。

- (1) 活動者から辞退の申し出があったとき
- (2) 沖縄市から転出したとき、または死亡したとき
- (3) 介護予防がんじゅうポイント活動の参加を不相当と市長が認めたとき

(受入機関の指定)

第8条 介護予防がんじゅうポイント活動の受入を希望する機関は、あらかじめ、市長から受入機関の指定を受けなければならない。

- 2 受入機関が前項の指定を受けようとするときは、介護予防がんじゅうポイント活動者受入機関(指定・指定変更・辞退)申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

介護予防がんじゅうポイント活動者受入機関(指定・指定変更・辞退)申請書(様式第2号)

[別紙参照]

- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、指定の適否を決定し、介護予防がんじゅうポイント活動者受入機関(指定・変更・却下)決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

介護予防がんじゅうポイント活動者受入機関(指定・変更・却下)決定通知書(様式第3号)

[別紙参照]

- 4 受入機関は、指定の変更をしようとするときは、前2項の規定を準用する。

(受入機関の指定の取消し)

第9条 市長は、前条の規定により指定を受けた受入機関が不正な行為を行ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

- 2 市長は、受入機関の指定を取り消したときは、介護予防がんじゅうポイント活動者受入機関指定取消決定通知書(様式第4号)を受入機関に通知するものとする。

介護予防がんじゅうポイント活動者受入機関指定取消決定通知書(様式第4号)

[別紙参照]

(活動実績の記録と押印)

第10条 受入機関は、活動者が介護予防がんじゅうポイント活動を行った場合は、当該活動に応じてポイントカードに活動確認スタンプ(以下「スタンプ」という。)を押印し、各活動者ごとに介護予防がんじゅうポイント制度実績報告書(様式第7号)を記載し管理しなければならない。

介護予防がんじゅうポイント制度実績報告書(様式第7号)

[別紙参照]

- 2 スタンプは、1活動1スタンプとする。ただし、当該活動は1日に2スタンプを限度とする。
- 3 受入機関は、介護予防がんじゅうポイント制度実績報告書(様式第7号)を当該年度の3月上旬に市に提出するものとする。

(活動評価ポイント)

第11条 スタンプ1回の押印をもって1ポイントに換算するものとする。

- 2 スタンプ及びポイントは、次年度に繰り越すことができない。
- 3 スタンプ及びポイントは、相続し、又は第三者に譲渡し、若しくは貸与することはできない。

(交付金)

第12条 活動者は、介護保険料の滞納がない場合に限り前条に規定するポイント数に応じて、交付金を受け取ることができるものとする。

- 2 ポイントの交付金への換算は、1ポイントにつき100円とし、1年度における交付金は、5,000円を限度とする。
- 3 交付金を受けようとする者(以下「申出者」という。)は、活動を実施した年度末までに、介護予防がんじゅうポイント活用申出書兼転換交付金請求書(以下「申出書」という。)(様式第5号)にポイントカードを添えて市長に提出しなければならない。

介護予防がんじゅうポイント活用申出書兼転換交付金請求書(様式第5号)

[別紙参照]

- 4 市長は、前項の申出書の提出があったときは、審査の上決定し、介護予防がんじゅうポイント交付(却下)決定通知書(様式第6号)により通知し、当該申出者に交付金を交付するものとする。但し、不正が認められた場合は、却下とし交付金を交付しない。

介護予防がんじゅうポイント交付(却下)決定通知書(様式第6号)

[別紙参照]

(個人情報保護)

第13条 活動者及び受入機関は、介護予防がんじゅうポイント活動を行って知り得た個人に関する情報を、正当な理由なく、他人に漏らしてはならない。介護予防がんじゅうポイント活動を退いた後も、また同様とする。

(事務管理)

第 14 条 この事業の実施運営に係る手続に関しては、健康福祉部介護保険課が所管する。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。